

	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	3円	3円	4円	4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	577円	493円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	340円	290円	357円	304円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	493円	420円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
法第32	外径が0.07メートル未満	長さ1メートル	24円	20円	25円	21円

	地下に設ける電線その他の線類	つき1年	5円	4円	6円	5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	520円	735円	546円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	480円	360円	504円	378円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		600円	450円	630円	472円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
法第32	外径が0.1メートル未満	長さ1メートル	48円	36円	50円	37円

条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	の もの	ル に				
	外 径 が	つ き	34円	29円	35円	30円
	0.07メー トル以上	1年				
	外 径 が		51円	43円	53円	45円
	0.1メー トル未 満					
	0.15メー トル未 満					
	0.2メー トル未 満					
	0.3メー トル未 満					
	0.4メー トル未 満					
	0.7メー トル未 満					
1メー トル未 満						
1メー トル						

条 第 1 項 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	の もの	ル に				
	外 径 が	つ き	72円	53円	75円	55円
	0.1メー トル以上	1年				
	外 径 が		95円	71円	99円	74円
	0.15メー トル未 満					
	0.2メー トル未 満					
	0.4メー トル未 満					
	0.4メー トル以上					
	1メー トル未 満					
	1メー トル以上					

	以上のもの					
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき	1,100円	950円	1,155円	997円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		Aに0.0042を乗じて得た額		
	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額		
	階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.0084を乗じて得た額		
る施設	上空に設ける通路	1,000円	510円	1,050円	535円	
	地下に設ける通路	600円	310円	630円	325円	
	その他のもの	1,100円	950円	1,155円	997円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	20円	10円	21円	11円	
	その他のもの	200円	100円	210円	105円	
道路	看板	200円	100円	210円	105円	

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積 1平方メートルにつき	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額		Aに0.00315を乗じて得た額		
	階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額		Aに0.00525を乗じて得た額		
	階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.0063を乗じて得た額		
る施設	上空に設ける通路	2,900円	710円	3,045円	745円	
	地下に設ける通路	1,500円	360円	1,575円	378円	
	その他のもの	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	44円	11円	46円	12円	
	その他のもの	440円	110円	462円	115円	
道路	看板	440円	110円	462円	115円	

法 施 行 令 (昭 和 27 年 政 令 第 47 号) 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	(ア) 設けるもの	1平方メートルにつき1月					
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
	標識	1本につき1年	900円	760円	945円	798円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円	10円	21円	11円
法 施 行 令 (昭 和 27 年 政 令 第 47 号) 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	(ア) 設けるもの	1平方メートルにつき1月					
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	11円	46円	12円
法 施 行 令 (昭 和 27 年 政 令 第 47 号) 第 7 条 第 1 号 に 掲 げ る 物 件	(ア) 設けるもの	1平方メートルにつき1月					
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	200円	100円	210円	105円
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20円	10円	21円	11円
	法 施 行 令 (昭 和 27 年 政 令 第 47 号) 第 7 条 第 2 号 に 掲 げ る 物 件	(ア) 設けるもの	1平方メートルにつき1月				
その他のもの			表示面積1平方メートルにつき1年	440円	110円	462円	115円
幕		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	46円	12円

掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。)	もの						
	その 他の もの	その 面積 1平 方メ ートル につき 1月	200円	100円	210円	105円	
	ア ー チ	車道 を横 断す るも の	1基 につ き1 月	2,000 円	1,000 円	2,100 円	1,050 円
	その 他の もの		1,000 円	510円	1,050 円	535円	
政令第7条 第2号に掲 げる工事用 施設及び同 条第3号に 掲げる工事 用材料	占用 面積 1平 方メ ートル につき 1月	200円	100円	210円	105円		
政令第7条 第4号に掲 げる仮設建 築物及び同 条第5号に 掲げる施設	1月	110円	95円	115円	99円		
政 令 第 7 条 第 7 号 第 1 項	建 築 物	占 用 面 積 1平 方メ ートル に	Aに 0.014 を乗じ て得た 額	Aに 0.018 を乗じ て得た 額	Aに 0.0147 を乗じ て得た 額	Aに 0.0189 を乗じ て得た 額	
掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。)	もの						
その 他の もの	その 面積 1平 方メ ートル につき 1月	440円	110円	462円	115円		
ア ー チ	車道 を横 断す るも の	1基 につ き1 月	4,400 円	1,100 円	4,620 円	1,155 円	
	その 他の もの		2,200 円	540円	2,310 円	567円	
政令第7条 第2号に掲 げる工事用 施設及び同 条第3号に 掲げる工事 用材料	占用 面積 1平 方メ ートル につき 1月	440円	110円	462円	115円		
政令第7条 第4号に掲 げる仮設建 築物及び同 条第5号に 掲げる施設	1月	140円	110円	147円	115円		
政 令 第 7 号 第 1 項	建 築 物	占 用 面 積 1平 方メ ートル に	Aに 0.006 を乗じ て得た 額	Aに 0.008 を乗じ て得た 額	Aに 0.0063 を乗じ て得た 額	Aに 0.0084 を乗じ て得た 額	
	階 数	1	Aに	Aに	Aに	Aに	

1年	1年
備考 略	備考 略

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

第2条 鳥取県国有地使用料徴収条例(平成12年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前							
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)							
1 占用料						1 占用料							
区分	単位		占用料				区分	単位		占用料			
			金額							金額			
			非課税とされる 占用		非課税とされ る占用以外の 占用					非課税とされ る占用		非課税とされ る占用以外の 占用	
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域				
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>1,000 円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050 円</u>	<u>808円</u>	
	第2種 電柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>	第2種 電柱		<u>1,600 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,680 円</u>	<u>1,260 円</u>	
	第3種 電柱		<u>1,300 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>	第3種 電柱		<u>2,200 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,310 円</u>	<u>1,680 円</u>	
	その他 の柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>	その他 の柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>	
	塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>	塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>4,620 円</u>
	そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,100 円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>		そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,155 円</u>
	水 管 、 下 水 メ	長さ1 メート ルにつ き1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>		水 管 、 下 水 メ	長さ1 メート ルにつ き1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>

道管、ガス管その他の管類	メートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>
	外径が1メートル以上のもの	<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本につき1年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>
看板又	表示面	<u>2,000</u>	<u>1,000</u>	<u>2,100</u>	<u>1,050</u>

道管、ガス管その他の管類	メートル未満のもの				
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	外径が1メートル以上のもの	<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識	1本につき1年	<u>1,100円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155円</u>	<u>892円</u>
看板又	表示面	<u>4,400</u>	<u>1,100</u>	<u>4,620</u>	<u>1,155</u>

	は広告板	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
	通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	115円	73円
略						
	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	199円	136円
	その他の工作物	積1平方メートルにつき1年	190円	130円	199円	136円
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占用面積	7円	5円	8円	6円
	放牧場	積1平方メートルにつき1年	3円	2円	4円	3円
	又は魚介養殖場	積1平方メートルにつき1年				
	その他のもの	積1平方メートルにつき1年	90円	60円	94円	63円
2 略 備考 略						

	は広告板	積1平方メートルにつき1年	円	円	円	円
	通路(橋を含む。)	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円
略						
	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	180円	273円	189円
	その他の工作物	積1平方メートルにつき1年	260円	180円	273円	189円
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占用面積	9円	7円	10円	8円
	放牧場	積1平方メートルにつき1年	4円	3円	5円	4円
	又は魚介養殖場	積1平方メートルにつき1年				
	その他のもの	積1平方メートルにつき1年	130円	80円	136円	84円
2 略 備考 略						

(鳥取県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第3条 鳥取県海岸占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前				
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)				
1 占用料	1 占用料				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">占用料</td> </tr> </table>		占用料	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">占用料</td> </tr> </table>		占用料
	占用料				
	占用料				

区分	単位	金額				
		非課税とされる る占有		非課税とされ る占有以外の 占有		
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>
	第2種 電柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>
	第3種 電柱		<u>1,300 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>
	その他 の柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>
	塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>2,100 円</u>
	そ の 他 の 塔	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,100 円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外 径 が 0.4 メ ー トル未 満の もの	長さ1 メー トルに つき1 年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>
	外 径 が 0.4 メ ー		<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>

区分	単位	金額				
		非課税とされ る占有		非課税とされ る占有以外の 占有		
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>1,000 円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050 円</u>	<u>808円</u>
	第2種 電柱		<u>1,600 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,680 円</u>	<u>1,260 円</u>
	第3種 電柱		<u>2,200 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,310 円</u>	<u>1,680 円</u>
	その他 の柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>
	塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>4,620 円</u>
	そ の 他 の 塔	占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,155 円</u>
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 そ の 他 の 管 類	外 径 が 0.4 メ ー トル未 満の もの	長さ1 メー トルに つき1 年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>
	外 径 が 0.4 メ ー		<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>

	トル以上1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	703円	598円
標識	1本につき1年	900円	760円	945円	798円
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	115円	73円
建物	1年	190円	130円	199円	136円
その他の工作物		190円	130円	199円	136円
工 耕作地	占有面	7円	5円	8円	6円

	トル以上1メートル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの	950円	710円	997円	745円
標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
通路(橋を含む。)	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円
建物	1年	260円	180円	273円	189円
その他の工作物		260円	180円	273円	189円
工 耕作地	占有面	9円	7円	10円	8円

作物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	放牧場 又は魚 介養殖 場	積1平 方メー トルに つき1 年	3円	2円	4円	3円
			3円	2円	4円	3円
			90円	60円	94円	63円
2 略 備考 略						

作物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	放牧場 又は魚 介養殖 場	積1平 方メー トルに つき1 年	4円	3円	5円	4円
			4円	3円	5円	4円
			130円	80円	136円	84円
2 略 備考 略						

(鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後							改正前						
別表(第2条関係)							別表(第2条関係)						
1 略							1 略						
2 土地占用料							2 土地占用料						
区分	単位		占用料				占用料						
			金額		金額		金額		金額				
			非課税とされ る占用	非課税とされ る占用以外の 占用	非課税とされ る占用	非課税とされ る占用以外の 占用	非課税とされ る占用	非課税とされ る占用以外の 占用	非課税とされ る占用	非課税とされ る占用以外の 占用			
			市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域			
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050 円</u>	<u>808円</u>			
	第2種 電柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,680 円</u>	<u>1,260 円</u>			
	第3種 電柱		<u>1,300 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>2,200 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,310 円</u>	<u>1,680 円</u>			
	その他 の柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>	<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>			
塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに	<u>2,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>	<u>4,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>4,620 円</u>	<u>1,155 円</u>			

		つき1年				
	その他 の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155円</u>	<u>997円</u>
水管、 下水道管、 ガス管 その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>
	外径が1		<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>

		つき1年				
	その他 の塔	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,400円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>1,155円</u>
水管、 下水道管、 ガス管 その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	外径が1		<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>

	メートル以上のもの						
	標識	1本につき1年	900円	760円	945円	798円	
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	
	通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	115円	73円	
	建物	1年	190円	130円	199円	136円	
	その他の工作物		190円	130円	199円	136円	
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積1平方メートルにつき1年	7円	5円	8円	6円	
	放牧場又は魚介養殖場		3円	2円	4円	3円	
	貯木場		3円	2円	4円	3円	
	その他のもの		90円	60円	94円	63円	
3 略 備考 略							

	メートル以上のもの						
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円	
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	
	通路（橋を含む。）	占有面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円	
	建物	1年	260円	180円	273円	189円	
	その他の工作物		260円	180円	273円	189円	
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占有面積1平方メートルにつき1年	9円	7円	10円	8円	
	放牧場又は魚介養殖場		4円	3円	5円	4円	
	貯木場		4円	3円	5円	4円	
	その他のもの		130円	80円	136円	84円	
3 略 備考 略							

（鳥取県砂防指定地等管理条例の一部改正）

第5条 鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後							改正前						
別表（第10条関係）							別表（第10条関係）						
1 略							1 略						
2 占用料							2 占用料						
区分	単位	占用料					区分	単位	占用料				
		金額				非課税とされる 占用以外の 占用			金額				
		非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用					非課税とされる 占用		非課税とされる 占用以外の 占用		
市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域				
工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>630円</u>	<u>530円</u>	<u>661円</u>	<u>556円</u>	工 作 物 の 設 置 を 伴 う も の	第1種 電柱	1本に つき1 年	<u>1,000 円</u>	<u>770円</u>	<u>1,050 円</u>	<u>808円</u>
	第2種 電柱		<u>970円</u>	<u>820円</u>	<u>1,018 円</u>	<u>861円</u>		第2種 電柱		<u>1,600 円</u>	<u>1,200 円</u>	<u>1,680 円</u>	<u>1,260 円</u>
	第3種 電柱		<u>1,300 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,365 円</u>	<u>1,155 円</u>		第3種 電柱		<u>2,200 円</u>	<u>1,600 円</u>	<u>2,310 円</u>	<u>1,680 円</u>
	その他 の柱類		<u>56円</u>	<u>48円</u>	<u>58円</u>	<u>50円</u>		その他 の柱類		<u>72円</u>	<u>53円</u>	<u>75円</u>	<u>55円</u>
塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>	塔 類	広 告 塔	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>4,620 円</u>	<u>1,155 円</u>
	そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,100 円</u>	<u>950円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>997円</u>		そ の 他 の 塔	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>1,470 円</u>	<u>1,155 円</u>
水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満	長さ1 メー トル につ き1年	<u>130円</u>	<u>110円</u>	<u>136円</u>	<u>115円</u>	水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 未 満	長さ1 メー トル につ き1年	<u>190円</u>	<u>140円</u>	<u>199円</u>	<u>147円</u>

管 その 他の 管 類	の もの				
	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 以 上 1 メ ー ト ル 未 満 の もの	<u>340円</u>	<u>290円</u>	<u>357円</u>	<u>304円</u>
	外 径 が 1 メ ー ト ル 以 上 の もの	<u>670円</u>	<u>570円</u>	<u>703円</u>	<u>598円</u>
標識	1本に つき1 年	<u>900円</u>	<u>760円</u>	<u>945円</u>	<u>798円</u>
看板又 は広告 板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>2,000 円</u>	<u>1,000 円</u>	<u>2,100 円</u>	<u>1,050 円</u>

管 その 他の 管 類	の もの				
	外 径 が 0.4 メ ー ト ル 以 上 1 メ ー ト ル 未 満 の もの	<u>480円</u>	<u>360円</u>	<u>504円</u>	<u>378円</u>
	外 径 が 1 メ ー ト ル 以 上 の もの	<u>950円</u>	<u>710円</u>	<u>997円</u>	<u>745円</u>
標識	1本に つき1 年	<u>1,100 円</u>	<u>850円</u>	<u>1,155 円</u>	<u>892円</u>
看板又 は広告 板	表示面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>4,400 円</u>	<u>1,100 円</u>	<u>4,620 円</u>	<u>1,155 円</u>

水の管、下水道の水の類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	136円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		340円	357円
	外径が1メートル以上のもの		670円	703円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	2,100円
略				

備考 略

別表第2（第16条関係）

- 1 略
- 2 占用料

区分	占用料			
	単位	金額		
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用	
公共空地の建築物の設置を伴うもの	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	190円	199円
	第1種電柱	1本につき1年	630円	661円
	第2種電柱		970円	1,018円
	第3種電柱		1,300円	1,365円
	その他		56円	58円

水の管、下水道の水の類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	199円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	504円
	外径が1メートル以上のもの		950円	997円
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	4,620円
略				

備考 略

別表第2（第16条関係）

- 1 略
- 2 占用料

区分	占用料			
	単位	金額		
		非課税とされる占用	非課税とされる占用以外の占用	
公共空地の建築物の設置を伴うもの	建物	占用面積1平方メートルにつき1年	260円	273円
	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1,050円
	第2種電柱		1,600円	1,680円
	第3種電柱		2,200円	2,310円
	その他		72円	75円

の柱類				
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>130円</u>	<u>136円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>340円</u>	<u>357円</u>
		外径が1メートル以上のもの		<u>670円</u>

の柱類				
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>190円</u>	<u>199円</u>
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		<u>480円</u>	<u>504円</u>
		外径が1メートル以上のもの		<u>950円</u>

	もの			
	看板又は広告板	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2,000円</u>	<u>2,100円</u>
	その他の工作物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>190円</u>	<u>199円</u>
	工作物の設置を伴わないもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>90円</u>	<u>94円</u>
	水域	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>90円</u>	<u>94円</u>
備考 略				
	もの			
	看板又は広告板	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>4,400円</u>	<u>4,620円</u>
	その他の工作物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>260円</u>	<u>273円</u>
	工作物の設置を伴わないもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>130円</u>	<u>136円</u>
	水域	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>130円</u>	<u>136円</u>
備考 略				

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第 7 条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第 1 (第 5 条関係)					別表第 1 (第 5 条関係)				
1 略					1 略				
2 港湾施設用地					2 港湾施設用地				
		使用料					使用料		
		単位	金額				金額		
	区分		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの			非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工	建物	使用面積	<u>630円</u>	<u>661円</u>	工	建物	使用面積	<u>710円</u>	<u>745円</u>
作		1 平方メ			作		1 平方メ		
物		ートルに			物		ートルに		
を		つき 1 年			を		つき 1 年		
設	第 1 種電	1 本につ	<u>630円</u>	<u>661円</u>	設	第 1 種電	1 本につ	<u>1,000円</u>	<u>1,050円</u>
置	柱	き 1 年			置	柱	き 1 年		
す	第 2 種電		<u>970円</u>	<u>1,018円</u>	す	第 2 種電		<u>1,600円</u>	<u>1,680円</u>
る	柱				る	柱			
場	第 3 種電		<u>1,300円</u>	<u>1,365円</u>	場	第 3 種電		<u>2,200円</u>	<u>2,310円</u>

合柱				
その他の柱類			56円	58円
水管	外径が長さ1メートルにつき1年		130円	136円
水道管	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		340円	357円
その他の管類	外径が1メートル以上のもの		670円	703円
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		2,000円	2,100円
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年		630円	661円
略				

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの		
市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域			
工作物の柱	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	661円	556円
	第2種電柱		970円	820円	1,018円	861円

合柱				
その他の柱類			72円	75円
水管	外径が長さ1メートルにつき1年		190円	199円
水道管	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円	504円
その他の管類	外径が1メートル以上のもの		950円	997円
看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		4,400円	4,620円
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年		710円	745円
略				

備考 略

別表第2（第12条関係）

1 占用料

区分	単位	占用料				
		金額				
		非課税とされるもの		非課税とされるもの以外のもの		
市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域			
工作物の柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1,050円	808円
	第2種電柱		1,600円	1,200円	1,680円	1,260円

設置を伴うもの	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,365円	1,155円	
	その他の柱類		56円	48円	58円	50円	
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円
		その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,155円	997円
	水管、下水道管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	136円	115円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	340円	290円	357円	304円
		他の管類	外径が1メートル以上のもの	670円	570円	703円	598円
	標識	1本につき1年	900円	760円	945円	798円	
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,100円	1,050円	
	通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	115円	73円	
建物	方メートル	190円	130円	199円	136円		

設置を伴うもの	第3種電柱		2,200円	1,600円	2,310円	1,680円	
	その他の柱類		72円	53円	75円	55円	
	塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円
		その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,100円	1,470円	1,155円
	水管、下水道管	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190円	140円	199円	147円
			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	480円	360円	504円	378円
		他の管類	外径が1メートル以上のもの	950円	710円	997円	745円
	標識	1本につき1年	1,100円	850円	1,155円	892円	
	看板又は広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円	4,620円	1,155円	
	通路（橋を含む。）	占用面積1平方メートルにつき1年	150円	90円	157円	94円	
建物	方メートル	260円	180円	273円	189円		

	その他の 工作物	トルに つき1 年	190円	130円	199円	136円
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占有面 積1平	7円	5円	8円	6円
	魚介養殖 の場	方メー トルに	3円	2円	4円	3円
	貯木場	つき1 年	3円	2円	4円	3円
	その他の もの		90円	60円	94円	63円
2 略 備考 略						

	その他の 工作物	トルに つき1 年	260円	180円	273円	189円
工 作 物 の 設 置 を 伴 わ な い も の	耕作地	占有面 積1平	9円	7円	10円	8円
	魚介養殖 の場	方メー トルに	4円	3円	5円	4円
	貯木場	つき1 年	4円	3円	5円	4円
	その他の もの		130円	80円	136円	84円
2 略 備考 略						

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。